

棚尾地区まちづくり事業

平成 26 年 11 月 20 日（木）19 時～

棚尾公民館 3 階

第 4 1 回 棚尾の歴史を語る会 次第

進行（小笠原幸雄）

1 前回までのテーマに関する参考意見など

達吉の歌碑、棚尾中学校など

2 テーマ 66 「棚尾の塩田」

(1) 説明（磯貝国雄）

(2) 出席者による補足説明、感想など

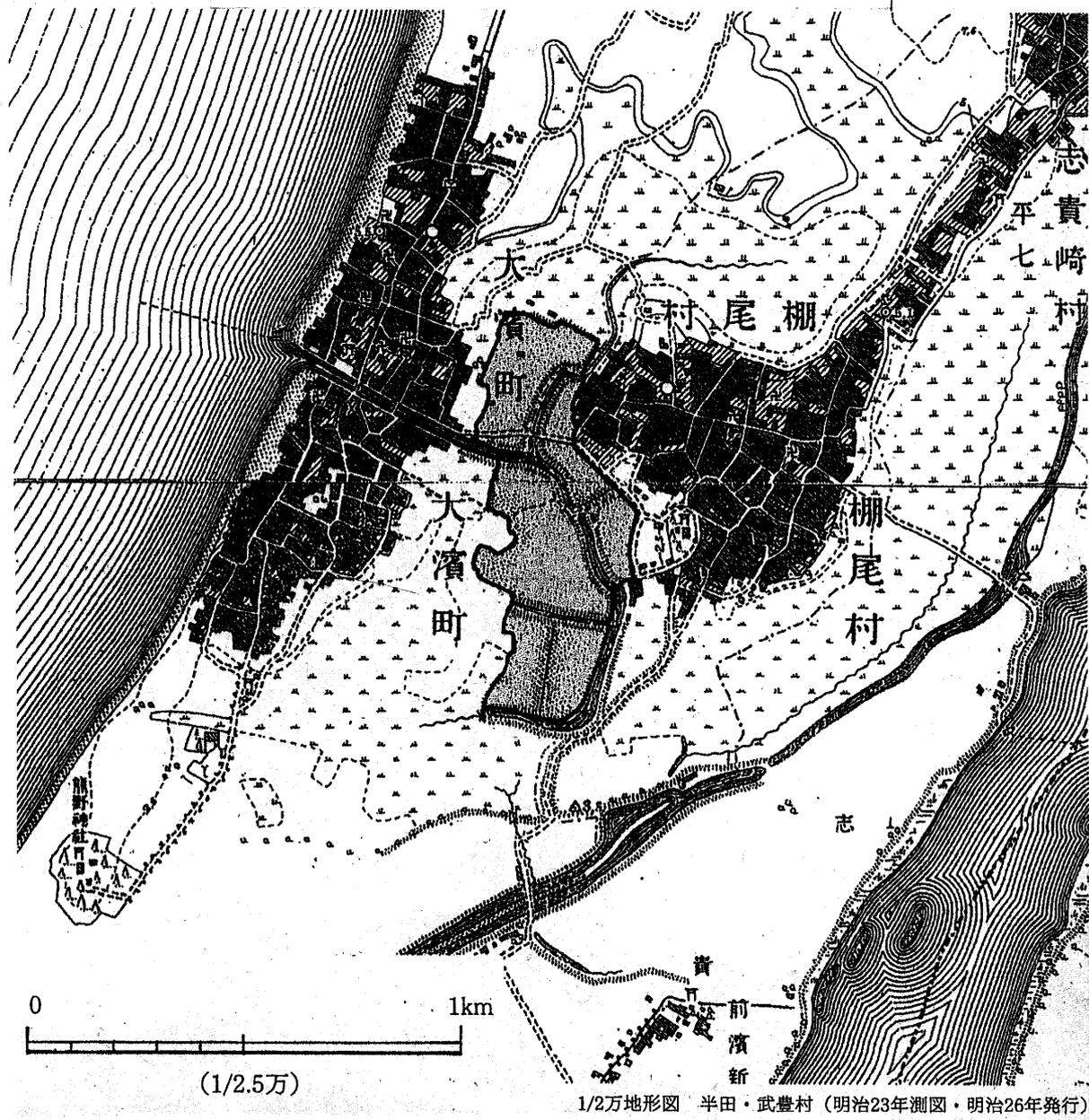
3 連絡事項・情報交換など

4 次回日程

第 42 回 12 月 18 日（木曜日）午後 7 時から 「八柱神社の建造物」

第 43 回 1 月 22 日（木曜日）午後 7 時から 「春日社」「おはま平七郎物語」

最初の五万分図である明治23年測図にみる塩田の区域



この塩浜は文禄年間（1592 頃）に大浜村本郷に塩田をつくり、字竜宮から東の一浜まで溝を掘って海水を入れ、製塩を始めたといわれる。

寛永年間（1624 頃）に矢作川の氾濫によって埋没したが、同 5 年に大浜村の名主であった石川八郎右衛門が塩田の整理を志して製塩の業を興した。

※ この時に堀川が開削され河川ができた。

寛文元年（1661）から塩浜役として大浜村、棚尾村両村より上納しているが、その塩浜の周りは 2,616 間で、大浜村と棚尾村の入会であった。

明治 6 年の（1873）の記録によると、

反別 18 町 2 反 5 畝 25 歩 内 12 町 4 反 24 歩 大浜村
5 町 8 反 5 畝 1 歩 棚尾村

出塩高 4 万 1,710 俵 但し、1 俵に塩 1 斗入

釜数 9 ツ 但し 竪 9 尺 横 6 尺

とあるが、この年棚尾村の場合は、現今田成畑成の分が 2 町 5 反 3 畝 17 歩余あるから、これを差し引いて、3 町 3 反 1 畝 14 歩程が生産できる塩浜の面積であった。

又、塩浜の地種は、田に上田、中田も別があるように上浜、中浜の別があったが、棚尾村の場合次のようである。

地 種	反 別
上々浜	2 町 1 反 7 畝
上浜	1 町 1 畝 5 歩
中浜	6 反 8 畝 29 歩
下浜	8 反 3 畝 8 歩
下々浜	1 町 1 反 4 畝 19 歩

さて、これらの塩はどのようにしてつくられたらうか。次に小笠原千松氏（敬道、83 歳）の談にもとづいて記してみよう。

塩浜は多いところで 10 軒、少ないところで 3 軒から 5 軒が一組となって塩水の出入りを始末した。当番の者は潮時をみて冢（いり）の世話をするのであるから、時には夜中になることもあった。塩浜は大体 1 枚が 1 畝位の広さであって、夏は一杯に水を浸したが、冬は桶を用いてぶちあけたり、打ちしおとって柄杓で打ったこ

ともあった。

あらかじめ撒いておいた砂は打ちしおの後、板で搔いておき、又少し乾いてからまんがで浜を搔き更に斜めにさらえ干した。

塩浜は3、4日すると乾く。そこで乾いた砂を塩浜の6~7ヶ所に設けられた「つかどう」に入れる。「つかどう」の下には甕がいけてあり、甕の水を「つかどう」にかけると麦わらでこされて再び甕の中に流れ込むようになっていた。

何回か甕の水をかけると砂の塩がこされて甕の中の塩水が濃くなる。それをはかって加減をみてから、粘土で固めて造った長さ2間半、幅8尺程、深さ4~5尺の槽に運んでおいて、それを釜で焼く。

塩を焼く釜は、木灰と塩のついたかま石と粘土で作ってある。

※ この釜は「吊り石釜」と呼ばれる。赤穂地方でも同じ釜が使われた。

9尺に6尺ほどの大きさに6~7ヶ所を吊ってあって、そこに1寸5分ぐらい塩水を入れて焼く。一昼夜焼いて11回から13回ほど焼ける。焼いた塩はじょうご型の大きな籠に入れておき、塩はかりの手を経て俵に詰める。塩はかりは大浜村に2人、棚尾村に1人あった。

こうして出来た塩は麦わらの俵に詰めて製品としたが、塩を焼く燃料は福江辺りから来る松葉を用い、焼くのは共同作業で3日も4日も続けて焼いた。特に農繁期に休むということもなかった。

慶應3年(1867)の棚尾村の「卯御年貢勘定帳」には、塩釜渡世として、清八、七兵衛、源左衛門の3人の名を記してある。

大浜村、棚尾村の塩浜で産する塩は、大浜塩の名で取引され、遠く信州まで運ばれたが、その品質は成岩塩と同じく余りよくなかった。岡崎伝馬町の塩座銭は「饗庭塩1俵に付銀9厘3毛75、160俵に付金壺分の割り、大浜並に成岩塩1俵に付銀7厘5毛、200俵に付金壺分の割り」であったという。

大浜塩は、塩舟によって矢作川を遡って運ばれた。棚尾の杉浦吉松氏(83歳)は親子にわたって塩舟稼ぎをした人であるが、その話によると、塩舟の大きさは10間に3尺で、普通塩300俵、多い時は500俵(1俵1斗入)を積んだ。舟乗りは2人で、夫婦のところも若者を使うところもあった。塩舟は列をなして矢作川を上下した。岡崎で座銭を払うわけであるが、九久平の下の細川にも番所があった。

舟は5郡、12か村で200槽ほどあり、村々の総代を入札で選んだ。これは2年交替であった。帰り荷は薪、石、炭などを積んだが、岡崎や九久平の荷主との間に色々

な取り決めがあって、運賃などについて度々交渉した。

※ 岡崎塩座は明治2年に解体され、その後、塩舟は矢作川を自由に往来した。

(2) 碧南市史第二巻

明治38年(1905)7月塩の専売が実施されて百斤(約60kg)1円程度で納入した。

※ 専売になり、全て政府買い上げとなる。

専売となってからも製塩は行われていたが、明治43年9月30日法律第48号により大浜、棚尾の製塩が禁止され江戸時代から続いていた製塩業は終りをつげた。

明治42年(1909)5月の調査によると

塩田の総面積 14町4反7畝3歩 内訳 上田 10町8反7畝20歩

下田 3町5反9畝13歩

製塩場土地 8反4畝9歩

製塩場 17箇所

(3) 碧海の歴史 村瀬正章著

「製塩と漁業」

塩浜かせぎは、大浜・棚尾の村民にとって重要な収入源であった。寛文元年(1661)の記録によると、塩浜のまわりは2,616間で、反別13町6反8畝23歩、大浜村と棚尾村の入会で、両村から鏝174貫文を上納している。天明8年(1788)塩問屋が大浜村に4軒、棚尾村に2軒あり、大浜塩として積み出された。この年、棚尾村の塩浜地主34、小作46の記録がある。

明治6年(1873)塩浜は18町2反5畝25歩に増し、大浜村と棚尾村との割合は2対1で、この年の棚尾村の出塩高は4万1,710俵(1斗入)であった。大浜塩は矢作川を舟で遡り、遠く信州までおくられていた。

(4) 絵葉書にみるへきなんの今昔

「郷土にもあった塩田」

碧南に塩田があり、足助を通り、信州に運んでいたことは、だんだん忘れられようとしている。塩田のことを記した資料は少なく、その貴重な文章のなかに、中根仙吉氏が昭和46年市の広報紙上に発表したものがある。それによると「徳川広忠(家康の父)が領主だった頃、大浜村の東部に塩田を作り、宇一浜から西へ竜宮まで溝を開き、海水を引き入れて、製塩業を始めた」とある。

また、「寛永元年(1624)矢作川が氾濫して塩田が埋没したが、同5年名主石川八郎右衛門は、領主本多下総守の許可を得て、今の堀川を改修して海水を引き入れて

塩田を整理したので、再び盛んになった。」

塩田が多かったのは、現在の名鉄碧南駅東側、太田重工業のある一帯で、塩取場とか海老取という地名があった。また、名鉄玉津浦駅一帯にもあった。製塩業は農家の副業として産額も多かった。塩の品質はあら塩で、食用というより、魚類の塩づけ用に多く使われた。

しかし、この塩田も、明治 38 年には、専売が行われ、同 43 年には碧南での製塩が禁止された。その後は、太平洋戦争の激化とともに塩の需要が増えたため、玉津浦駅付近に碧海郡自給製塩場が設けられ、戦後の 22 年末まで続けられた。さらに大浜の高松与吉が受け継いだが、廃業され、いまは全くない。

(5) 矢作川

「製塩」 林口孝

矢作川沿いで最近、6～11 世紀ごろまで使ったと思われる製塩土器がたくさん発見されており、碧南の製塩の原点だと推定されている。市史によると文禄年間に大浜村東部に塩田が開かれた。寛永元年に矢作川のはんらんで塩田が埋まった。明治 38 年に専売制が実施され百斤（約 60kg）1 円で政府に納入された。

一などの資料が残っている。同地方の塩は苦汁（にがり）が多く品質は下等で、多くは魚の塩づけ用に使われたらしい。遠い昔から続いた同地方の製塩も終戦直後の昭和 22 年で幕を閉じた。

3 塩浜事件取調調書

碧南市第 10 輯から抜粋。 但し、一部の漢字をカナ等に変換。

(1) はしがき

旧棚尾支所所蔵文書の中に、明治 4 年 10 月調「塩浜事件取調書」というのがある。

これは是まで塩浜税上納について、棚尾村より大浜村へ差し出し、同村より取り纏めて納めていたところ、棚尾村から免状書分けを願い出たことから境界不分明について苦情が起り、双方から区戸長へ申し立て談合の後、取り決められた書類の写しである。

この書類の中の始末書などによって両村の塩浜の様子が詳細知られるので、塩浜について貴重な史料であると思う。袋の表に、明治 4 年調、同 6 年より「塩浜事件取調書入」棚尾村戸長役場 と記されている。

(2) 塩浜始末書

一、 当村塩浜ノ義、元来大浜村ト一村ニ御座候処、浦方ノ義入会ニテ三分二大浜村三分一棚尾村ト相分リ、正保二酉年前前年ノ御免状無之、塩浜役御書入ノ年曆不相分候得共、正保二酉年ヨリ承応三午年迄拾ケ年塩浜役上納分当村御免状ニ御書戴有之候処、塩浜并浦方番銭共入会ニ付、大浜ニテ当村立会ノ上、諸入用勘定割合候ニ付、村別ニ割合難シキ由ニテ、明暦元未年ヨリ奉願上納前ノ義大浜村御免状ニ当村塩浜役一紙ニ御書込相成候。

一、 寛文元丑年ヨリ当村塩浜役錢鏹百四十七貫文ニテ御定納被仰付、右ノ内百貫四百三十六文大浜村上納分、四十六貫五百三十五文棚尾村上納分ト御座候。

一、 元禄八亥年中長谷川藤兵衛様御代官ノ砌、大浜棚尾両村ノ小物成大浜村御免状一紙ニ有之候テハ、若己復一村私領ニ相分リ候時ハ、入込難シキ由被仰、則当村御免状エ御書訳可被下趣ニテ、当村為取替證文仕候処左候テハ割合等も難シキ存、右御書訳ノ義御願奉申上候。

当村為取替證文之通相分リ有之候時ハ、いつニテも書訳可相成事ニ付、相互イニ前々ノ通支度段申上、大浜村御免状一紙ニ御書込被下候事ト申儀ニ御座候。

則其砌リ塩浜并番銭為取替、證文等も御座候。右元禄年中ヨリ明治六年迄百八十年来区分相立、両村塩浜ノ義ニ付、聊出入等も無之、年々大浜村ニテ当村役人並百姓立会ノ上為取替證文ノ通塩浜エ可掛諸入用割紙仕候。

塩浜ノ義ハ当村取纏大浜村ヨリ上納仕来候。

一、 当村明細帳ニ塩浜書上ノ写

一、 鏹百四十七貫文 塩浜役

是ハ大浜棚尾両村ニテ取立大浜村ヨリ上納仕候、

一、 大浜村棚尾村入会塩浜囲堤長式千六百拾六間

右ノ通書上ノ度々明細帳ニ記載有之候。大浜村明細帳ニモ右同様記載有之候

一、 明治四未年菊間県ノ節、当村塩浜ノ内現今田畑成町歩エ田反米八升、畑反米五升新規見取被仰付、則当村御免状エ右記載ニ相成候。右ハ当村エ取調被仰付候義ニ付、棚尾村塩浜無之候ハハ、其砌大浜村役人ヨリ右申立大浜村御免状エ当村ノ見取御書込ニ可相成筈ノ処、棚尾村御免状エ御記載ニ相成候ハ全ク前願ノ通棚尾村塩浜ニ相違無御座候。

一、 同五壬申年額田県ノ節、地券改正被仰出、昨癸酉年当御県下ニ相成一般地券

取調被仰付候ニ付、村々入会ノ地所ハ勿論塩浜ノ義ハ入会ニ付当村立会ノ上境界取調、当村田畑并塩浜共調済ノ上、六月上旬地券帳并絵図面取揃奉差上候。右地券取調ノ義、壬申癸丙兩年一般ニ付塩浜大浜村地所ニ有之候ハバ、右兩年取調中右村役人又ハ当村ノ塩浜大浜村ニ持主多聞有之候間、其砌大浜村塩浜ト可申出筈之处、尙人トシテ右申出ルモノ無之、皆棚尾村ノ差図ヲ受、下調書差出候ハ是申迄モ無之棚尾村塩浜ニ相違無御座候。同十一月上旬当村田畑塩浜共地券證御下ケニ相成奉請取候。

- 一、 同年九月雜稅御係リ御官員御出張塩浜ノ義取調被仰付候ニ付、大浜村棚尾村塩浜一村限リニ取調当村副戸長兩人ニテ、岡崎御出張先エ九月廿六日調書奉差上候。其砌御出張ノ御方エ当村奉願候ニハ、右兩村ノ塩浜役永大浜村御免狀一紙ニ有之、棚尾村御免狀ニ記載無之不都合ニ奉存候間、此度御改正ノ折柄ニ付、右塩浜役永当村御免狀エ御書訳ノ義願出差上候处、右ノ係リニハ無之候得共預リ置、帰県ノ上右係リエ可差出旨被仰聞候。

其後十一月ニ成リ候テモ、右御沙汰無御座候ニ付、右願出持参奉伺候处、租稅御係リ被仰聞候ニハ当村組合ノ塩浜ニ付、棚尾村願ニ任セ聞届候時ハ、後日大浜村ヨリ故障筋申出候時、右故障稜ニ迷惑候間、大浜村故障相糺当村ヨリ出願可致由被仰候ニ付、帰村ノ上右書訳ノ義大浜村エ欠合ニ及候处、一同集会ノ上可致由ニテ連々延日ニ相成ニつき、数日大浜村エ右伺出候处、十二月十七日同村副戸長被申聞候ニハ、集合仕候处、御免狀御書訳ノ義承知致シ候間、棚尾村ヨリ塩浜組合ニ付諸入用割勘定等是迄ノ通当村立合ノ上割合可致ト村役人并百姓代連印ノ證書持参ノ上テ御書訳ノ願書相渡可申由ニ付、十八日右連印ノ證札認メ持参相渡御書訳ノ義故障無之、願書大浜村ヨリ申受、右奉願候处、廿二日右御聞届ノ證印御下ケニ相成奉請取候。

然ル处当三月ニ成リ右願書差出候義一向并モ無之不都合ノ段大浜村ヨリ被申出候得共、右願書当村エ御渡シ之節、入念組合勘定等村別ニ不相成様是迄ノ通立合勘定可致連印ノ證札為差入置、殊ニ右願書者副戸長同介百姓惣代三名連印モ有之候上ハ、今日ニ成リ、右不并之義被申立候義ハ無御座候様ニ奉存候。

(3) 塩浜一件覚書（明治7年4月記）

去三月十日当区調所ニ於テ、小区長ヲ嚴敷被仰聞候義、今般塩浜ノ義取調候处、全ク大浜村ノ塩浜ニテ棚尾村ノ塩浜無之、昨冬其村ヨリ相願ニ付御免狀御書訳ケ

ノ義大浜村ニ於テ故障無之趣書面差出シ相成候義大浜村当役ノ者共并無之不都合ノ段、何共今更棚尾村へ難申入、何様ニモ相詫候間、昨冬差出候書面相戻し呉レ候様大浜村役人ヨリ申義ニ付、此段申入候。

其村方ニ塩浜ノ確定ノ出願有之候ハハ、一見ノ上大浜村へ其段利解申聞ノ由被仰候ニ付、私申上候ハ塩浜ノ義大浜村ノ塩浜ニテ棚尾村ニ塩浜無之ト申義ハ無之、全ク棚尾村塩浜ニ相違無之、右為差替證書モ有之由申上候処、右書類持参可致様被仰付候ニ付、御用席ニ当る夕方為差替證文ノ写ヲ以一見ニ入候処御預リニ相成候、廿日夜小区長殿名古屋表ヨリ所有地御係リ御用候条至急塩浜書類持参罹出候様被仰越候ニ付、書類持参廿三日七平・喜平兩人名古屋エ出立差上、塩浜公有地ノ義御取調ノ上、私有地ニ被仰付廿五日帰村、廿七日大浜村副戸長岩田氏当会所へ参入シテ被申入候ニハ、塩浜義ニ付昨冬其御村ヨリ御願ニ付、御免状書訊ノ義一向并モ無之故障無之書面差出シ候義、当役人ノ者不都合ノ段何様ニモ御詫可仕候間、右御聞届ノ願書御戻シ可被下候。

全ク塩浜ノ義ハ今度取調候処、大浜村ニテ棚尾村ニハ、無之左候時ハ昨年中地券御取調等御手数相掛候へ共、右ニ致り候テハ大浜村エ申受度由嚴重被申聞候ニ付、相當候ニハ全ク大浜村ノ塩浜ニテ棚尾村ニ塩浜無ト申義ハ無御座、先年辛未年大浜役所ニテ塩浜ノ内現今田畑御取調ノ義、兩村エ被仰付其砌り兩村申合取調差上候処、反米田方八升畑方五升ト新規見取、当村御免状エ町歩反米御書載ニ相成、其後壬申年ヨリ丙年迄一般地券御取調被仰付候へ共、其砌一言之御沙汰モ無之、猶塩浜為取替證書等モ有之聊大浜村ノ塩浜ト申義無之段種々相覺候処塩浜為取替證書ノ義判然ト不致候義有之、当方ニテハ難持イ候間、猶此ト上證書有之候ハハ一見仕度杯ト申聞候ニ付、追テ取調ノ上會議致シ候通参可申上候外申承仕帰村被致候。

四月二日岩田氏ヨリ右通参承り度書状持参ニ付明日可申上ト通書申候。

三日御社参拝ニ付七平・喜平社参ノ砌り岩田氏へ申入候ニハ、当村長百姓ヲ被仰聞ノ趣申聞候処、長百姓申出候ニハ、当村塩浜ノ数百年来何辺ヨリ何共申来リ義ハ無之、殊ニ当村ニモ取替其外出願等ハ有之、今日ニ至リ大浜村ノ塩浜ト申義斐テ無之、何様被申聞候共御聞届ノ願書ト差戻候義御願申上候ト申出候間、此段御礼ノ上巖敷御承知可被下候様申入候所、岩田氏其外利非相分り不申種々被申聞帰村仕候。

五日岩田氏当会所へ参入被申聞候ニハ、塩浜ノ義、追々御手数相掛此間御兩人御出被下候処、其節モ申上候通り、当役ノ者実迷惑仕候間、去冬差出候処ノ届ノ

書御返シ可被下候。

右ハ全ク貴殿ノ御願ニ依リ拙者ヨリ并差出候書面ニ候間、兩人共勤役中ノ義ニ付、貴殿ヨリ御返シニ相成候義ハ聊御差支モ有之間敷候間御返シニ相成候様被申聞候ニ付相參候ニハ、拙者ヨリ貴殿御願書面申受候義ニ候得共、長百姓一同ノ願ニ付、右書面御願申上候ニテ、私ニ〇ニテ取計ヒ候義無之候間、何様申聞候テモ、長方一同エ評義ノ上事ニテハ取斗難申ト申入候処、岩田氏申聞候ニハ、然ハ右御聞届ノ書面御返無之ニ付テハ、右書面ヲ以テ後ノ証書ニ被致候哉否承リ度被申候ニ付、手前申上候ニハ、当所右書面ヲ以テ今般証書ニ致ス有道ニ無之、右出願ヲ以テ証書ニ致可申ト相勞候得ハ御尤ノ義存候。

然ラバ至急御相談ノ上承リ度申帰宅被致候。

八日岩田氏ヨリ右返答承リ度書面至来、右返書ニ長百姓一同へ示談ニ及ヒ候処、熟談不行届乍御氣之处、此段不悪御承知被下候也、右返書遺シ候。

同日調所へ喜平御用ニ付ラデ候処大浜役員集会ニテ。

十二日小区長ヨリ誤用有之候ニ付ラデ候処、種々誤用被仰聞此上被申聞候ニハ、此度大浜村役員申出候ニハ、当役ノ者不并棚尾役員御願ニ付、塩浜書割ノ書面差出シ候処、当節長百姓ヨリ申出候ニハ、従前仕来候塩浜棚尾村へ御書訳ケ書面御差出シニ相成不都合ノ次第追々申出候ニ付、当役者迷惑棚尾村へ追々欠合ニ及候処、当役ノ連中承伏ニモ候へ共、何分長百姓承伏無之相對不行届何卒御聞候外ノ書面相違シニ相成候様棚尾村へ申聞候様願出シ候間、右書面大浜村へ相返シニ相成り様長百姓被申聞候儀被仰聞候ニ付、右一同申聞候ト申帰村仕候。

十七日小区長へ申上候ニハ先般被仰渡候塩浜書訳書面ノ義長百姓へ申聞候今日申出候ニハ

(4) 塩浜貢租別上納願

第九大区一小区 棚尾村

塩浜反別 拾八町貳反五畝廿五分之内

一 塩浜反別五町八反五畝壹歩

此役永拾壹貫八百八十七文

右ハ菊間藩之節、年曆不相分大浜棚尾兩村塩浜反別拾八町貳反五畝廿五分之内書面ノ反別役永当村地ヨリ取立大浜村へ差出シ当村ニテ上納仕、大浜村御免状ニ右記載有之当村御免状ニハ御書訳無之不都合ニ奉存候。

今般地券御改正相成候ニ付、兩村申合候処、銘々ノ村ヨリ役永別上納双方故

障ノ筋無之、別紙大浜村書面ノ通り御座候間、何卒当年ヨリ書面ノ塩浜税当村
エ御割付被仰付相納候上当村御免状エ御加書被成下候様此段奉願候也

第九大区一小区 棚尾村

明治六年十二月廿日 副戸長介 鈴木嘉平 印

愛知県令 鷲尾隆聚殿

右ノ通願出候也

第九大区一小区 棚尾村

副戸長 斎藤和三郎 印

第九大区一小区戸長 石川善十 印

右副区長 市川一貫 印

(5) 以下の文書

「塩浜貢租之義ニ付願」大浜村

「塩浜取調」棚尾村

「取替セ申手形之事」

「乍恐以書付御届奉申上候」

が続くが、省略する。

(6) 為取替書之事

一、 是迄浜塩税上納ノ節棚尾村ヨリ大浜村ニ差出シ、同村ヨリ取纏メ納来候処、
免状御書分ケ棚尾村ヨリ相願候ニ付境界不分明ヨリ苦情差起リ、双方ヨリ区
戸長エ申立候間、平七村、伏見屋新田、鷲塚村取扱方被申付、則熟談之趣意
左ノ通り。

一、 是迄両村共塩浜、江川東西ニ相跨居候処、以来江川西大浜、江川東棚尾村ト
相定メ川境界之事

一、 江川通橋々其外普請大小ニ不抱、塩浜ニ関係可致儀者、両村立合談事ノ上可
致行事。

附リ 譬ハ人歩、九人入用ノ節ハ、大浜村ヨリ六人、棚尾村ヨリ三人可差出
事。

一、 年内諸勘定ノ儀従前ノ通トハ乍申、年末両村ヨリ入用帳持寄、立合明不了ニ
勘定仕揚、塩浜段別割合可申事。

附リ 右仕揚帳ニ通報相仕立、双方調印ノ上耑冊ツツ扣候事。

右ノ通庶々取極候上ハ、両村共永世論変換等無之候。依テ連印為取替候事。

続いて大浜村と棚尾村との代表者によって宣誓と署名捺印があって本事件の結末がつけられている。

4 塩作りの歴史

碧南海浜水族館・海の科学館資料から抜粋

海水の塩分濃度は平均 3.4%である。

(1) 縄文時代から奈良時代の塩作り（藻塩焼き）

海水のついた海草を干して焼き、その灰に海水をかけて、濃い塩水を作る。その濃い塩水を土器に入れて煮詰めて塩を作った。

(2) 江戸時代の塩作り（入浜式）

海岸を堤防で仕切り、一面に砂を敷く。そして満潮になると海水を塩田の中に引き入れる。海水は砂の中を通過して表面に出てきます。太陽熱と風で水が蒸発すると、塩が砂に付いて残る。その砂に海水をかけて濃い塩水を作り、それを釜で煮詰めて塩を作った。碧南市でも明治 42 年まではこの方法で塩を作っていた。

(3) 昭和 30 年頃の塩作り（流下式）

海水をポンプで汲み上げて、ゆるやかな斜面に流す。この時太陽熱で水分が蒸発し、濃い塩水ができる。この濃い塩水をもう一度ポンプで汲み上げて竹の小枝で組み立てた枝条架（しじょうか）にかけて、もう一度水分を蒸発させ、さらに濃い塩水を作る。そして、この塩水を釜で煮詰めて塩を作った。

この方法は瀬戸内地方に多く発達したが、吉良町でも昭和 28 年の 13 号台風以降導入され、塩を生産量が増えた。

(4) 現在の製塩（イオン交換膜法）

昭和 47 年（1972）塩田での塩作りが廃止され、日本の製塩はイオン交換膜法と真空式蒸発缶による塩作りに統一された。この方法は、海水から濃い塩水を電気力で集める方法のため、昔のように太陽の熱や風の力が必要でないため、安定して塩を作ることができる。

5 塩田にまつわる話

(1) 燃料費

塩田の費用に燃料費の占める割合は大きく、半分は燃料代が占めるといわれることもある。そのため塩田には薪や松葉が多く使われたが、明治時代は石炭も使われ

た。

(2) 明治末頃の情勢

ア 明治 37 年 8 月 23 日付け 棚尾町の報告書

愛知県碧海郡棚尾町入濱

種 別	合 計	備 考
塩田		塩田等別 主に中等
反別	31.049 反	
地価	659 円	
製塩釜数	3	源氏、西山、森下
内訳 鉄釜	0	
石釜	3	吊り石釜
塩田所有ノ数	16 人	
塩業者ノ数	28 人	
内訳 自作	12 人	
小作	16 人	
製塩総量	2,502 石	
総産額	3,501 円	
一石当り平均価格	1 円 40 銭	

イ 明治 38 年 6 月、棚尾に「三河塩販売合資会社」 設立：資本金 5,000 円

ウ 専売 大浜町誌から抜粋

専売は塩務局半田出張所管轄下にあつて、専売当初の一年は大浜において、受け渡しをなし、その後は半田まで輸送していたが、大抵の場合半分以上は買い戻していたということであった。

エ 平和用水の余り水問題 本会の第 29 回、テーマ 51 で既出

明治 40 年、平和用水が完成し、余り水が塩田に流入し、塩水を薄め品質を落とすことの問題が発生した。

これに対し耕地整理組合は新水路（現在の堀川上流部）を建設し、降雨時の雨水のみを下流に流し、常時は鷺塚用水へ流し塩田へは流さないように河川整備を行い、樋門管理は地元村長に任せることにした。

(3) 塩田廃止後の土地状況

大正3年5月12日 棚尾村長から 碧海郡役所 第二課尾御中

「製塩地整理後ノ状況取調べノ件報告」 (抜粋)

所在地 棚尾村字森下、西山3町4反歩

利用成功地ノ種別面積 2町4反歩

畑 …………… 大麦、芋、大豆

養魚池 …… 鰻、イナ

(4) 終戦直後の塩造り

ア 棚尾町文書 会議録「自給製塩配給組合」設立の記事あり。

イ 自家用塩製造届

森下14-1入浜式 409坪 平鍋 丸直径7尺 深さ3寸5分

年間製造見込み高 9トン 自家食糧並業務用及び譲渡

昭和21年3月27日 奥汐田2小笠原金次郎 名古屋地方専売局長殿

設備 平家木造瓦葺18坪 1棟 煉瓦造竈1基 煙突土管 尺10本 平鍋丸直

径7尺 深さ3寸5分 12個 減水桶 5石1個 25石1個 30石1個

減水吸水所 9箇所 塩田用川砂3舟 採塩器具18丁 排水用土管8寸

30本 排水路用松板250枚 同松杭150本 樋門4箇所 地内及び諸施

設労賃188人 計35,000円

(5) 和歌に歌われた明治末頃の塩田風景

「も塩焼く 煙は雲に 立ちそいて 衣が浦に 五月雨ぞ降る」

五代目 永坂奎兵衛 正勝

八柱神社「憩いの家」の廊下に掛かる額に掲載。